

山形県オフィス改革推進支援業務委託
公募型プロポーザルに係る質問と回答

整理 番号	質問書 受付日	資料名 該当頁	質 問	回 答
1	R7.4.2	基本仕様書 4-(2)-(エ)-⑤	既存家具の引取について、廃棄する家具についてマニフェストは必要となるか。	基本仕様書においては、引取りリストに記載された物品は、原則的に受注者が日本オフィス家具協会のガイドライン(使用済みオフィス家具の適正な処理のためのガイドライン)を踏まえ下取りを行い適切に取り扱うこととしております。この場合、県名義の産業廃棄物管理票(マニフェスト)を提出する事はできないものと理解しております。